

社会福祉法人いずみ会 委員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ会の委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう委員とは第三者委員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員をいう。

(委員会への出席)

第3条 委員が委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(委員の報酬)

第4条 委員が委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 委員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適応除外)

第6条 施設の職員を兼務する委員は、この規程を適応しない。

(委員退任)

第7条 委員は退任時に10,000円/年の報酬を受けるとする。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月17日から施行する。

この規程は、平成20年5月21日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
委員会出席報酬等	10,000円 但し、辞退を妨げない。	2 km以下 1,000円 2 ~ 10 km 3,000円 10 ~ 30 km 5,000円 30 km超 7,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
委員業務報酬等	10,000円	別表 1 に同じ

別表 3

旅 費	報酬 1 日	宿泊費	その他
別表 1 の実費 弁償費に同じ	10 km未満 10,000円 10 km以上 20,000円	20,000円 報酬は10,000 円とする	実 費

社会福祉法人いずみ会 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ会の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会への出席)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(評議員退任)

第5条 評議員は退任時に10,000円/年の報酬を受けるものとする。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月17日から施行する。

この規程は、平成20年5月21日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	10,000円 但し、辞退を妨げない。	2 km以下 1,000円 2 ~ 10 km 3,000円 10 ~ 30 km 5,000円 30 km超 7,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員業務報酬等	10,000円	別表 1 に同じ

別表 3

旅 費	報酬 1 日	宿泊費	その他
別表 1 の実費 弁償費に同じ	10 km未満 10,000円 10 km以上 20,000円	20,000円 報酬は10,000 円とする	実 費

社会福祉法人いずみ会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び相談役をいう。

(理事会及び理事委員会への出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び理事員が理事委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(相談役の報酬)

第6条 相談役が法人及び施設の運営上の指導又は相談の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び相談役が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に 概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適応除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適応しない。

(役員退任)

第10条 役員は退任時に10,000円/年の報酬を受けるものとする。

(改正)

第11条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月17日から施行する。

この規程は、平成20年5月21日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円 但し、辞退を妨げない。	2 km以下 1,000円 2 ~ 10 km 3,000円 10 ~ 30 km 5,000円 30 km超 7,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	10,000円	別表 1 に同じ
監事監査業務報酬	同上	同上

別表 3

旅 費	報酬 1 日	宿泊費	その他
別表 1 の実費 弁償費に同じ	10 km未満 10,000円 10 km以上 20,000円	20,000円 報酬は10,000 円とする	実 費

